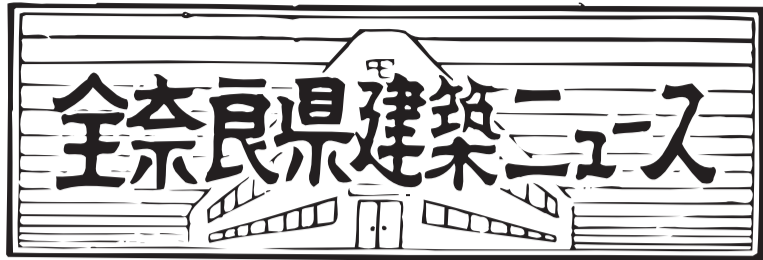


スローガン

令和8年度全国安全週間
**「多様な人材 全員参加
 みんなで育てる安全職場」**

本週間 7月1日から7月7日まで
 準備期間 6月1日から30日まで



発行所
 奈良県建築労働協同組合
 橿原市小綱町9番8号
 電話 (0744) 22-5115 (代)
 FAX 22-9111
 発行人 本部執行委員会
<http://www.narakenchiku.com>
access-mail@narakenchiku.com

2,100人早期復活を目指し 拡大は「仲間からの紹介」

4月～5月の組織拡大運動にご協力ありがとうございました。

15名の仲間が新たに組合に加入しました。

組合員の皆さんには日頃より組織拡大運動ならびに組合諸活動にご協力頂き、厚く御礼を申し上げます。各支部では工夫を凝らし、現場訪問行動では組合パンフやティッシュの配布、中建保険証交換会や労災更新手続きの機会を通じての声かけなどを実践してきました。各支部は秋に目標を打ち立て、新規加入者97名の目標達成に向け、支部役員・分会長・班長さんはじめ組合員皆さんの意欲と決意により拡大行動に取り組みました。

そうした地道な活動により4月から5月における新規加入者数は15名で、昨秋からの新規加入者数も45名となり、10月末までに97名の新規加入者目標達成に向け一丸となり取り組んでいきます。

新規加入者の動機として最近増えているのが、住販メーカーやゼネコン企業から労災保険特別加入を求められるケースが多くなっており、その要因から各支部より「一人親方労災を目的とした新規加入が多くなっている」との報告も寄せられています。

本部事務局では行動週間に宣伝カーを走らせ現場訪問行動を実施し、職人さんや現場監督に組合パンフを手渡し組合啓発に努めました。地道な声掛け運動が必ず実を結ぶことを信じ、今後も足を運んで行かなければなりません。

建設業就業者の大多数は組合に未加入です。あなたの周囲に組合に入っていない人はきつといるはずです。何よりもほとんどの新加入者は、仲間からの紹介による組合加入です。「仲間からの紹介」こそ、組織をさらに大きく強くしていく一番確かな道であり、要求実現へと繋がります。

皆さんのご協力を頂きながら、一人でも多くの仲間の拡大に向け、早期2,100人復活を目指します。

優待割引が受けられます

下記2店舗にて優待割引が受けられることになりました。

券売機を使わずに、フロントにて建築組合会員証を提示して頂き、現金もしくはPayPayにて優待料金をお支払い下さい。

※本人含む2名様までの適用となります。

あまの湯
 橿原市醍醐町 375 番地

天然温泉 橿原あまの湯温泉
 橿原市新堂町 210 番地 1



郡山・天理支部の役員さんが連帯協力
 「数は力」です。
 (本部書記 能城記)

**コーナンPRO三条大路店で
 第二弾の組合宣伝**

まずは、**建築組合を知ってもらおう!**

2回目の組合宣伝行動として、5月15日(金)の朝7時半から9時までコーナンプロ三条大路店において、された建築職人の方たち約40名に、「労災や健康保険を取り扱っていただきます。お問合せ下さい。」と声を掛け、組合パンフやティッシュを手渡しました。建築組合を知ってもらう上では小さきっかけかも知れませんが、行動を積み重ねていくことで今後の大きな成果に繋がると信じています。配布した宣伝物を現場等で使用してもらうことによつて組合の名が広まれば良いなとも思います。

一人一人の力は弱くても、その力を集めて組合が大きくなることで、国や地方自治体は要求に耳を傾けます。建築労働者・職人の結集を大きくすることで諸要求を実現し、仕事と暮らしを守ってきた歴史があります。



建設キャリアアップシステム

技能者登録数181万人に！

うち、奈良県 10,671人

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、2019年4月の運用開始から7年が経ちました。技能者登録数は181万人となり全技能者の6割となりました。

ただ、CCUSカードの保有数は一定数進んだものの、「技能者登録者の7割が就業履歴なし」という状況にあるなど、現場での利用が進んでいません。また、技能者レベルを4段階で判定する「能力評価制度」についても、「技能者登録者の約7%しかレベル判定をしていない」という状況です。

このレベル判定が進まないことには、CCUSの本来の目的である「技能労働者の処遇改善」「評価の適正化」に繋がりません。国や建設業界団体による早急な環境整備が求められています。

□技能者の登録方法.....詳細型登録料 4,900円（有効期間は10年）

●インターネットのCCUSホームページ（<http://www.ccus.jp/>）

トップページのバナー 技能者登録

●全国240の登録窓口（認定登録機関）

※ネット申請・認定登録機関いずれも可



建設キャリアアップシステムについて詳しくは以下をご覧ください

CCUSの操作方法や申請のコツ・CCUSを導入している企業や現場の紹介・ニュースなどを配信！

YouTube CCUSチャンネル



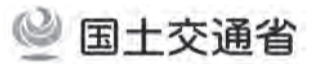
一般財団法人
建設業振興基金



CCUSホームページ <https://www.ccus.jp/>

一般財団法人 建設業振興基金 建設キャリアアップシステム 事業本部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 MTビル2号館

建設キャリアアップシステムの目的



目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

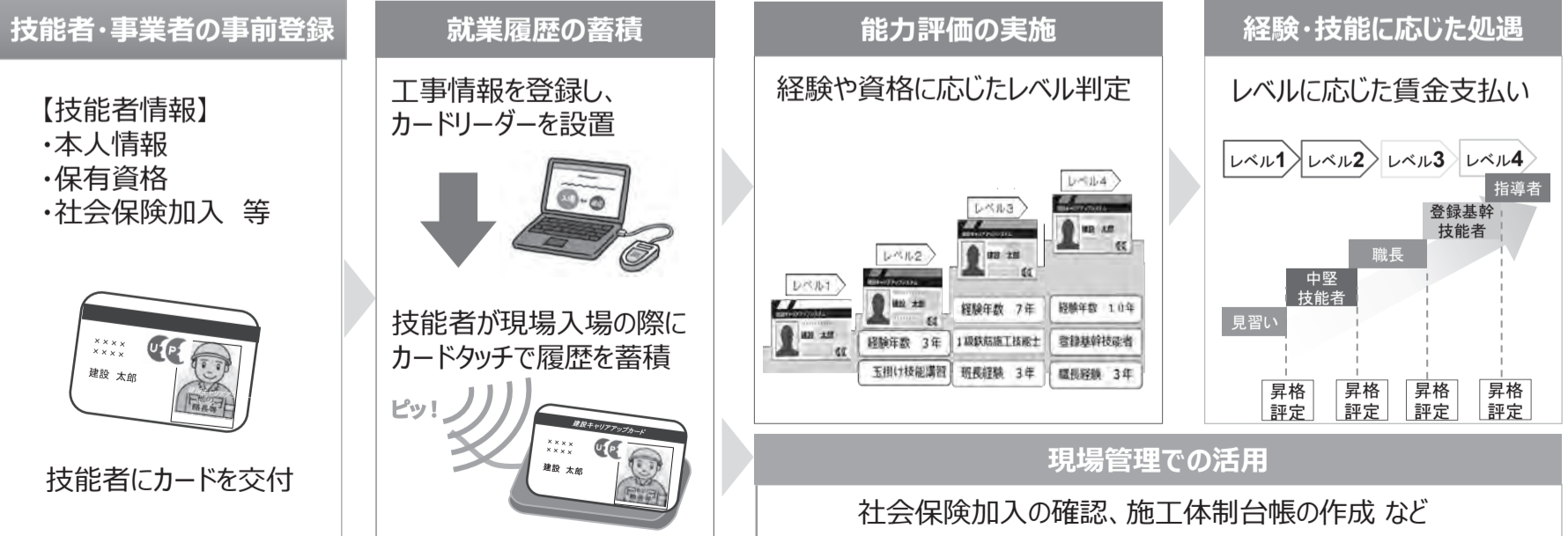
人材確保

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>



中建国保加入者の方へ

交通事故のとき！



交通事故で受けたケガなどの治療費は、自身の過失を除き、本来は加害者が負担すべきものです。中建国保の保険証で治療を受けても、中建国保は加害者にかわって一時治療費を立て替えるだけです。

- 交通事故で中建国保の保険証を使う場合は、支部・出張所に連絡しましょう。(第三者行為の届出が必要です)

仕事中のケガは労災保険で！

仕事中のケガ、仕事の原因でおきた病気、通勤途中でおきた事故は労災保険で治療を受けるのが原則です。中建国保の保険証は使用せず、お医者さんの窓口で「仕事中のケガです」とはっきり言い、労災保険から給付を受ける手続きをしましょう。



中建国保の保険証で治療したとき

- 仕事や通勤途中のケガは労災保険で治療しましょう。
- 仕事中のケガなどで中建国保の保険証を使う場合は、支部・出張所に届出ましょう。

被保険者資格の異動手続きについて

中建国保をやめるときは、すみやかに保険証をお返しく下さい。

あなたの世帯に次のような異動があったら…

14日以内

に組合に届けてください

※届出が遅れると、さかのぼって保険料をおさめたり、保険給付がうけられなくなることがあります。

出生、結婚、転入などで家族が増えたとき

必要なもの
住民票、資格喪失証明等、
個人番号確認書類、身元確認書類

転出、就職などによる他保険加入、死亡などで家族がやめるとき

必要なもの
保険証、住民票
(または資格取得証明書、死亡証明)、
個人番号確認書類、身元確認書類

住所が変わったとき

必要なもの
保険証、世帯全員の住民票、
個人番号確認書類、身元確認書類

就学のため親元を離れ住所が変わるとき

必要なもの
在学証明、
個人番号確認書類、身元確認書類

氏名が変わったとき

必要なもの
保険証、戸籍抄本、
個人番号確認書類、身元確認書類

熱中症にご注意を こまめな水分・塩分補給と十分な休憩を

熱中症が発生しやすい季節になりました。建設現場は高温多湿な現場で作業することも多く、特に熱中症を生じやすい労働環境にありますので、正しい知識と適切な応急処置が必要です。次のような症状が出た場合、熱中症を疑ってください。

- ①軽度の症状（現場での応急処置で対応できる）めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗がとまらない
- ②中程度の症状（病院への搬送が必要）頭痛、吐き気、体がだるい(倦怠感)、虚脱感
- ③重度の症状（入院して集中治療の必要性がある）意識がない、けいれん、高い体温である、呼びかけに対して返事がおかしい、まっすぐに歩行・走行できない

熱中症が疑われたとき

死に直面した緊急事態であることを、まず認識しなければなりません。重症の場合は救急隊を呼ぶことと同時に、現場ですぐに体を冷やすことが大事です。

- ①涼しい環境への避難
風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させましょう。
- ②脱衣と冷却
衣服を脱がせて、体から熱の放射を助けます。皮膚に水を掛けて、うちわや扇風機等で扇ぎ、体を冷やします。体温の冷却は出来るだけ早く行う必要があります。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げる事ができるかにかかっています。
- ③水分・塩分の補給
冷たい飲み物を飲ませます。冷たい飲み物は、胃の表面で熱を奪います。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補えるスポーツドリンクなどが最適ですが、食塩水（1ℓに1～2グラムの食塩を入れたもの）でもよいです。呼びかけや刺激に対する反応がおかしいなど意識障害がある場合には、経口から飲ませることは危険です。
- ④医療機関へ運ぶ
自力で水分の摂取ができないときは、緊急で医療機関に搬送しましょう。



檀原支部青年部

飛鳥川遊歩道を清掃奉仕&BBQ

4月26日(日)晴天の中、飛鳥川遊歩道と組合本部周辺の草刈りと桜の花びら掃除を朝9時より総勢22名で開催しました。檀原支部青年部による清掃奉仕活動ですが、当日は風が強い中、本部役員・増田青協議長と五條支部青年部が応援に駆けつけていただき約2時間の清掃活動を行い、

飛鳥川遊歩道に伸び放題の雑草を10袋にもなるゴミを収集することができました。

参加された皆さんは貴重な休みをボランティア活動にあてて頂き、誠にありがとうございます。そしておつかれさまでした。清掃活動終了後は檀原支部主催のBBQを開催し、

や組合活動について有意義な意見交換もできたとおもいます。

最後に団結ガンバロウを皆で力強く行い無事終了いたしました。このような場を次年度も継続できるように頑張りたいです。

(檀原青年部長 野口拓真記)



清掃活動に参加されたみなさん



奉仕活動後にはBBQで懇親会

～ 労災保険の特別加入～

一人親方労災の加入範囲 年間100人工未満の労働者使用

建築・建設の事業を行う方で、労働者を使用しないで建設業などを行うことを常態とする方が一人親方労災に加入することができます。

ただし、1年間において労働者を使用する見込みが“100人工未満”となるような場合に加入できます。

一人親方労災は基本的に外注扱いとされていますので、すべての労災事故に一人親方労災を適用するという訳ではありません。あくまでもその現場でどのような形態で働くかによって変わってくる可能性があります。

① 元請労災の適用になります。

一人親方労災加入者が、時に臨時の応援(職人)として働く場合や、事業所の常用職人として働く場合は、本人が加入している一人親方労災ではなく、元請労災を使用することになります。労働条件通知書を交わし雇用関係を明確にしておいて下さい。

② 職人を雇用した場合は、必ず一括有期労災に加入を!

一人親方労災に加入している人が“元請”をした場合に、本人がケガした場合は一人親方労災を使用しますが、臨時の応援(職人)を頼んだり、下請の事業主が職人を連れてきた場合には、一人親方労災ではこれらの人に補償を行うことができません。一括有期労災に加入する必要があります。

③ 親子(同居家族)で仕事をしている場合は、個々に一人親方労災保険に加入しないと労災保険は適用されません。

中小事業主特別加入労災とは

常時職人さんを雇用している場合は、一括有期労災保険に加入しなければなりません。その事業主本人や同居の親族(法人は取締役等)は、事業主(家族)特別加入することで、労災補償を受けることになります。

「事業主特別加入と一人親方労災とは補償範囲が異なります」

- 事業主特別加入の休業補償は、原則、療養のため全部労働不能であることが支給条件です。全部労働不能とは、入院しているか又は通院日のため従来の業務が全く出来ない状態等をいいます。
- 一人親方労災は基本的に一般労働者と同じ補償で365日補償の対象となります。

青年組合員のみなさん

青年部に入ろう!



苦労も喜びも共有する同世代の仲間です!
一人より二人です。

青年部は建築現場で働く概ね40歳以下の青年が加入しています。みんなで集まりワイワイと交流し、“楽しみつつ学ぶ”を合言葉に様々な取組みをしています。

各支部青年部では幼稚園での奉仕活動・地域フェスタでの木工教室・家族レクリエーション(BBQ・潮干狩り)など精力的に活動しています。

奈良建築青協では仕事上の悩みや組合活動等について話し合ったり、建築知識を深めるための学習会、ボーリング大会、家族会BBQ等で交流を深めています。

全国青協や関西青協では交流集会やイベント等で情報交流も行っています。

また、「職人の手が足りない。工期に間に合わない」など、どうしようかと困った時には仲間同士の横のつながりを活かし助け合っています。

青年部に加入して、まずは一緒に楽しく活動してみませんか。

青年部員、男女問わず大募集!

青年部活動に関心や興味がある方はコメントをお願いします



中建国保加入者の方々へ

保険料を滞納した場合、資格確認書の返還や保険給付の一時停止等の制裁措置が法律で定められています。

万一、保険料が未納の場合、組合をお辞め頂くことになり、同時に、中建国保の加入資格を喪失することとなります。納付期限の厳守をよろしくお願いいたします。今後も中建国保の安定運営に皆さまのご理解とご協力をお願いします。

「合格祝い金」 & 「資格取得報奨金制度」 交付申請を忘れずに！

全建総連の「資格取得報奨金制度」

- ◎支給条件（支給対象者）
 - ※受検（験）及び受講時、支給時に組合員であること。
 - ※資格取得日が平成30年4月1日以降で、新規に資格取得された方。
- ◎対象資格と支給金額
 - 区分1** 10,000円
 - 一級建築士、設備設計建築士、構造設計建築士、一級施工管理技士、一級技能士、第一種電気工事士、電気主任技術者（一、二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者
 - 区分2** 5,000円
 - 二級建築士、木造建築士、二級施工管理技士、二級技能士、第二種電気工事士、電気主任技術者（三種）、電気通信工事担任者、職業訓練指導員免許

組合の「合格祝い金」

- ◎対象資格 技能検定合格者ならびに技能講習（作業主任者）修了者
- ◎助成金額 3,000円
- ◎交付対象者 組合加入後に資格取得、かつH24年3月1日以降に合格（修了）された方
- ◎共通した書類と提出方法
 - ・申請書 申請書はFAXにて送付させていただきます。
 - ・添付書類 資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了証の写し、認印）
 - ・身分証明 運転免許証など
 - ・提出方法 組合本部までご持参または郵送して下さい。
- ◎支給方法 組合本部窓口にて支給
 - (例) 2級技能士合格の場合、組合3千円・全建総連5千円 計8千円
 - 作業主任者修了の場合、組合3千円 計3千円

奈良	118
生駒	168
山添	27
都祁	11
郡山	48
斑鳩	39
天理	156
東宇陀	14
田原本	65
北葛	281
桜井	120
香芝	96
宇陀	118
橿原	456
菟田野	40
東吉野	18
御所	78
吉野	49
中吉野	52
五条	90
川上	10
西吉野	5
天川	2
十津川	12
下北山	3
合計	2,076

組合員 2,076名 支部組織人員(令和8年5月20日現在)

『先月より4名減』

ようこそ 組合の仲間へ

令和8年4月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
生駒	清水 直弥	50	建設業	瀧口 宏

令和8年5月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
北葛	田村 徳之	50	内装工	松井 宏之
宇陀	廣隅 匠人	22	建設業	村井 利一
橿原	釜谷 雅明	60	建築設計	浅岡 政則
五条	梨子本雅則	47	大工	中田 米晃

心からご冥福をお祈りいたします 亡くなられた仲間

令和8年4月死亡	宇陀支部	井上 雅靖氏	電工 (79歳)
令和8年5月死亡	天理支部	竹本 安男氏	左官 (81歳)
	斑鳩支部	福井 宗治氏	大工 (89歳)



今月の労災事故件数

(令和8年4月21日～
令和8年5月20日まで)

一人親方1件／一括有期2件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	0	1	1	2
2. 転倒	0	0	0	0
3. 飛来・落下	0	0	0	0
4. 電動工具	1	0	0	1
5. 切れ・擦れ	0	0	0	0
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	0	0	0
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他(激突・感電等)	0	0	0	0
合計	1	1	1	3

情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や建災防奈良県支部では
各種技能講習会をおこなっています。
※(組本)は組合本部が会場

◎奈良県労働基準協会主催

問合せ先 0742-3612040

○玉掛け技能講習

学科 6月15日～16日(組本) 実技 6月17日
学科 7月2日～3日(組本) 実技 7月6日

○有機溶剤作業主任者技能講習

学科 7月2日～3日

○建築物石綿事前調査者講習

学科 8月18日～19日

○石綿作業主任者技能講習

学科 7月16日～17日

◎建設業労働災害防止協会主催

問合せ先 0742-2213345

○石綿作業主任者技能講習

学科 6月23日～24日

○建築物石綿事前調査者講習

学科 7月16日～17日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 6月18日

○足場の組立て等業務に係る特別教育

学科 6月17日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良県支部まで
お問合せ下さい。
基準協会や建災防ホームページでも確認できます。

中東情勢による資材価格高騰対策書式のご案内




中東情勢の緊迫化に伴う、石油・ナフサ価格の変動により、石油系断熱材・合成樹脂製品・住宅設備機器などの建材価格の高騰、納期遅延が懸念されています。

全建総連では組合員さんが資材価格高騰を一方的に負担することがないように、匠総合法律事務所・秋野弁護士寄稿の記事で紹介された書式を紹介します。

※工事の進行段階に応じて、次の3つの書式を使い分けてください。

※書式は下記表内のQRコードよりお願いします。

または、組合本部までご連絡頂ければFAXさせていただきます。

使う場面	書式名	相手	目的	書式 QRコード
① 契約前	おそれ通知の書式例	見込み客 (契約前の顧客)	事前にリスクを告知・説明	
② 契約締結時	合意書 (請負契約締結時)	新規契約する顧客	契約と同時に変更協議 条項を設定	
③ 契約後	合意書 (契約済み顧客向け)	既に契約済みの顧客	事後的に変更協議 のルールを合意	

「3つの書式を使う場面」

- ①「おそれ通知」…見積り提示後から契約締結までの間に、見込み客へ交付する事前説明です。建設業法第20条の2第2項に基づき、価格高騰や供給遅延の「おそれ」があることを契約前に説明する書面です。
- ②「合意書(請負契約締結時)」…請負契約を締結するタイミングで契約書と一緒に取り交わす合意書です。契約後に価格・工期の変更協議ができるルールを予め組み込んでおきます。
- ③「合意書(契約済み顧客向け)」…既に契約を締結してしまった顧客に対して、あとから変更協議のルールを合意するための書式です。契約時に何も取り決めていなかった既存顧客との調整に使います。

④おそれ通知と合意書(請負契約締結時)は、両方必要か？

原則として両方使うことを推奨します。

⑤合意書の第1条にある「%を超えるとき」の空欄は？

実務上は3%～5%程度を設定する例が多いですが、工事内容や利益率によって判断して下さい。ただ、低すぎると顧客の同意が得られにくくなる可能性もあります。

組合顧問弁護士へご相談下さい

- ◎工事中・後の施主との工事代金不払い
- ◎元請や業者間との賃金不払い
- ◎債権回収の相談
- ◎竣工後の施工面のクレーム
- ◎手形や小切手の取引の問題
- ◎従業員の賃金や雇用等に関する問題

上記のような問題等を抱えておられたら、一人で悩まずにご相談下さい。

組合では顧問弁護士と契約を結んでいます。最初の30分間は無料です。まずは組合本部へご連絡下さい。

・直接、ご連絡頂く場合は建築組合員ですと申し添え下さい。 奈良総合法律事務所 0744-23-8611